

別表十二(七)

「23」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

原子力発電施設解体準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 . . . 法人名 ()

特定原子力発電施設の名称	1		期首原子力発電施設解体準備金の金額	18	円				
積立期間	2	. . .							
当期積立額	3			当期		解体費用を支出した場合の益金算入額	19		
積立	4	当期末の解体費用見積額							
限度	5	累積限度基準額 (4) × $\frac{90}{100}$					繰越	益金	20
額	6	前期以前の損金算入額の合計額 (前期以前の(23)の合計)							算入
の	7	前期以前の積立限度超過額の合計額 (前期以前の(11)の合計)		計		22			
計	8	前期以前の累積限度超過取崩額の合計額							
算	9	計 (6) + (7) - (8)					23		
	10	積立限度額 $((5) - ((9) \times \frac{90}{100})) \times \frac{\text{当期の月数}}{\text{当期以後の積立期間の月数}}$		算		期末原子力発電施設解体準備金の金額 (18) - (22) + (23)	24		
	11	積立限度超過額 (3) - (10)							
積立	12	累積限度基準額 (5)		貸		貸借対照表に計上されている原子力発電施設解体準備金	25		
限度									
超過									
額の									
の	16	差引原子力発電施設解体準備金の金額 (13) - (14) - (15)	の	差	分	28			
計	17	当期累積限度超過額 (16) - (12)						29	
算			の	明	細				

「23」欄

原子力発電施設解体準備金の損金算入を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の4第1項」※1又は「第57条の4第10項」※2

② 「区分番号」欄：「00197」

③ 「適用額」欄：「23」欄の金額

※1 ※2に該当するもの以外

※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

別表十二(七) 平三十一・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分